

8 社 活 第 1288 号
令和 8 年 8 月 20 日

日本護身用品協会 御中

愛知県県民文化局長

愛知県青少年保護育成条例に基づく有害がん具類の指定に
ついて（通知）

愛知県青少年保護育成条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害がん具類として、下記のとおり指定しますので、貴傘下組合・団体及び小売店等に対して、広く周知を図っていただきますようよろしくお願いします。

記

1 指定年月日（施行日）

令和 8 年 7 月 31 日（令和 8 年 10 月 1 日）

2 指定内容

品 名	構 造	機 能
スタンガン	電源及び放電するための電極を有し、電極間で空気の絶縁破壊による放電が起こり得る電圧が発生するもの。	放電スイッチにより電極間で放電し、人体に電流を流すことができる機能を有するもの。

3 指定の理由

スタンガンは、構造若しくは機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため。